

平成20年度 長寿(後期高齢者)医療保険料の新たな軽減等について

長寿(後期高齢者)医療について、国から新たな保険料の軽減対策等が緊急に示されましたので、福岡県後期高齢者医療広域連合および小郡市の対応をお知らせします。
なお、平成21年度以降の対応については、来年1月に決定予定です。

1 均等割額の軽減

保険料の均等割が7割軽減となる人(世帯の被保険者と世帯主の合計の総所得金額等が33万円以下)について、その軽減割合を8.5割(年額7,500円)に拡大しました。

8.5割軽減対象の人で、4月の年金から保険料をお支払いいただいている人は、8月の年金からお支払いされた時点で、軽減後の保険料額に達するため、10月から2月までの年金からは、保険料を頂きません。

保険料の均等割額(年額) 7割軽減15,280円 → 8.5割軽減7,500円(端数は調整)

2 所得割額の軽減

国の方針では、所得の低い人(基礎控除(33万円)後の総所得金額等が58万円以下の人)について所得割額を一律5割軽減するとしています。

この所得割額の軽減については、福岡県の広域連合でも実施する予定としておりますが、当初の保険料算定に対応が間に合わなかったため、8月中旬頃にあらためて算定を行い、所得割軽減対象の人に軽減後の保険料額を通知します。

3 口座振替への変更について

年金からの保険料徴収(特別徴収)については、次の場合、申し出により、口座振替へ変更できます。

- ① 国民健康保険料を確実に納付していた人
- ② 年金収入が年180万円未満の人で、世帯主または配偶者の口座から振り替えできる人

上記に該当する人で、保険料の支払い方法変更を希望される人は、市国保年金課で手続きが必要です。8月15日までに申し出いただいた人については、10月分の年金からのお支払いを中止する手続きを行います。この日以降に申し出された場合、事務処理の都合上、年金からのお支払い中止が12月分以降となります。

※手続きに必要なもの：被保険者証、金融機関への届出印、通帳

4 長寿(後期高齢者)医療制度加入日の前日において※被用者保険の被扶養者であった人へ

※被用者保険とは、政府管掌および組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険は該当しません。

上記に該当する人で9月以前に保険料の徴収が開始されている人は、「被扶養者であった」と確認されていない場合があります。その場合は、お手数ですが下記問い合わせ先までお知らせください。

【問い合わせ先】

福岡県後期高齢者医療広域連合
市国保年金課

☎092-651-3111

☎72-2111 内線422

※お問い合わせの際には、電話番号をご確認のうえ、お問い合わせください。